



雄物川 上流

No.172 発行日 平成20年10月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

雄物川一斉クリーンアップ実施 ～湯沢市～

10月5日(日)に湯沢市にて雄物川一斉クリーンアップが実施されました。総勢499名にて湯沢市の文月橋から湯沢頭首工までの区間と松ノ木河川公園のクリーンアップを行いました。

今回で12回目となる作業の結果は燃えるゴミが2トントラック0.5台、燃えないゴミが2トントラック0.5台でした。ゴミの量はクリーンアップをはじめた平成9年に比べて1/5までに減少していますが、まだまだ無くなっていません。みなさんひとりひとりがゴミのポイ捨てなどしないように心がけて、これからもきれいな雄物川を守って行きましょう。



湯沢市中川原地内ゴミ撤去

10月24日(金)に湯沢市中川原地内において湯沢市保健所を中心に不法に投棄されたゴミの撤去作業が実施されました。

当日は雨天の中、作業が進められゴミが撤去されました。ゴミと言っても不法投棄された冷蔵庫などの電化製品や自転車などが大半を占めていました。**不当投棄は犯罪です!**これから冬になり雪の下に隠れてしまう前に少しでもゴミを撤去し、河川・河川敷きを綺麗に保つために皆さんもご協力をお願いします。



撤去前



撤去後

もみ殻や稲わらを焼くのはやめましょう

堤防付近でもみ殻や稲わら焼きがされ堤防の芝まで燃え広がると...



芝が燃えてしまうと、堤防の土が崩れやすくなります!



洪水のときに堤防が決壊するおそれがあります



皆さんの町に被害が!

秋田県公害防止条例で10月1日から11月10日までの期間、稲わら・もみ殻焼が全面禁止されています。

火が堤防の芝に燃え広がると、増水時に堤防の土が崩れやすくなり、堤防決壊する恐れがあります。堤防が決壊すると皆さんの町が大変な被害を受けてしまいます。

【罰則等】河川法第27条第1項違反→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(河川法第102条)

・燃えてしまった芝を復旧するために、皆さんの税金が使われてしまう結果になります。
・煙によって、車が橋を通れなくなる可能性があります。
・付近の家に燃え広がる可能性があります。